

(仮称) 小牧市地域こども子育て条例検討会議設置要綱

〔平成 27 年 4 月 3 日
26 小こ第 2113 号〕

(設置)

第 1 条 (仮称) 小牧市地域こども子育て条例 (以下「条例」という。) の制定に向けて、有識者等から意見を聴くための (仮称) 小牧市地域こども子育て条例検討会議 (以下「検討会議」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、市が作成する条例の素案に関する事項について意見を述べるものとする。

(構成員等)

第 3 条 検討会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長の指名する者をもって充てる。

3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議 (以下「会議」という。) は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 検討会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理す

る。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、
会長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。